

No	意見提出対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	余力の運用規程（第3版）（案）	P.4	意見	関連文書と内容の優先順位を記載するべき	下記の優先順位であることを記載する。 1. 容量確保契約約款 2. 余力活用に関する契約 3. 余力の運用規程 4. 余力活用ガイド	余力活用に関する契約や余力活用ガイド、その他業務指針などに記載内容に齟齬があった時に、どちらの記載を優先するか明確にするべき。 送配電等業務指針との優先順位とかがよくわからない。	余力活用に関する契約や余力の運用規程については、託送供給等約款や送配電等業務指針等と齟齬のないよう制定している認識ではございますが、齟齬が見受けられる場合、属地の一般送配電事業者へお問合せください。
2	余力の運用規程（第3版）（案）	P.4	意見	定義に「オンライン」を追記するべきだと思います。	定義は「オンラインは「簡易指令システム」または「専用線オンライン」で接続かつ運転中であること」と記載するべきです。	オンラインは「専用線オンライン」のことを示しているのかわからないときがありま	余力の運用規程第10条において、通信設備に関する要件は、取引規程（需給調整市場）第13条（2）ロに「取引会員は、専用線オンラインで接続するか、簡易指令システムで接続するかを選択する」と規定されており、取引規程（需給調整市場）に準ずるため、元案とさせていただきます。
3	余力の運用規程（第3版）（案）	P.7 第4条第2項	意見	「第1項（1）に定める機能は、契約者が上げ調整または下げ調整のいずれかについて利用不可を選択できる」との記載があるが、TSOが上げ下げ両方の調整を求めてくる。 契約者は、余力活用に関する契約を締結しなければ、市場退出になるので、TSOの言い分を断ることができない。 この条項の遵守を周知するべきとます。			余力活用に関する契約においては、上げ調整、下げ調整の選択をいただくことは可能となります。ただし、容量市場の落札電源において余力活用に関する契約の締結が必要な場合は、上げ調整力および下げ調整力両方の供出をいただくことが容量市場のリクワイアメントになっております。 こちらは協議事項となるため、特段の修正は不要とさせていただきます。
4	余力の運用規程（第3版）（案）	P.26 第26条7項	意見	第26条第7項の規定について、以下の問題点があると考えます： (1)発電所の停止指令という重要な運用判断に関わる指令が、通常の調整指令と同様のシステムで発信される懸念があります (2)送配電等業務指針第175条で定められている「事前の合意」要件が適切に反映されていません (3)出力抑制と停止指令の区別が明確でなく、運用上の混乱を招く可能性があります	第26条7項に下記を追記願います。 (1) 停止指令 (イ) 停止指令を行う場合は、書面または電子メール等、記録に残る方法で実施する (ロ) 緊急時を除き、前日の17時までには通知する (ハ) 指令の内容には、停止理由、予定期間を含める (二) 停止条件、手順、連絡体制について、契約者と一般送配電事業者で事前に合意する (ホ) 合意内容は書面で確認し、定期的な見直しを行う (2) 緊急時の停止指令 (イ) 系統の安定性に重大な影響を及ぼす可能性がある場合に限り、事前合意の範囲内で即時停止を電話にて指令できる (ロ) 緊急停止後、速やかに書面等で詳細な状況説明を行う (ハ) 事後検証のため、指令の発信および受信の記録を保存する	この条項に基づき、一般送配電は「簡易指令システム」や「専用線オンライン」で発電所「停止指令」を出すことが可能と主張している。 一方、発電事業者としては、発電所の「停止指令」は重要な指令であるので、上げ下げ調整の指令と混同を避けるべく、上記システムで通知されるべきではないと考えている。 出力の下げ調整であれば、上記のシステムからの連絡で問題ないと思うが、この主張はTSOに認めてもらうことができない。 送配電等業務指針の第175条では、出力抑制の条件は事前に両社会意となっているが、その部分が見落とされていると感じている。	各事業者のシステム構成(TSOとの接続方法含む)が異なり、それにより停止指令の方法も異なることから、余力の運用規程では停止指令に関する詳細な条件を記載せず、運用申請書にて記載することとなっております(余力活用ガイド6スライド参照)。 また、余力の運用規程第26条7項で参照しているのは、送配電等業務指針第173条であり、第175条は参照しておりません。 なお、送配電等業務指針の第175条(出力抑制または揚水運転の実施に係る事前協議)では、第174条第1項第1号及び第2号に適用するよう記載されておりますが、第174条第1項第1号及び第2号の適用対象は、「一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない(＝余力活用契約を締結していない)発電設備等」ですので、余力活用契約を締結した電源は第175条の適用対象外と認識しております。
5	余力の運用規程（第3版）（案）	P.28 第32条	意見	需給ひっ迫時の定義があいまいなので、記載するべき	「需給ひっ迫時」を「需給ひっ迫警報が資源エネルギー庁から発令された時」に変更する。	広域予備率が8%の場合には、今年の実績だとかなりの確率で追加起動が必要となる。したがって、需給ひっ迫警報が適切と考える。	追加供給力対策における追加起動の発動基準については、暫定的な対応として広域予備率8%未満となっております(2024年10月29日電力・ガス基本政策小委員会 資料4 59スライド参照)。 現行の発動基準においては、需給ひっ迫警報が発令されていない場合でも追加起動を行う可能性があります。また仮に発動基準が広域予備率5%未満に戻ったとしても、需給ひっ迫警報が発令されずに広域予備率5%未満となり、追加起動を行う場合があります。 したがって、需給ひっ迫警報の発令基準と、従来および現行の追加起動実施基準は異なることから、本意見の反映はいたしかねます。 なお、追加起動の要否は、追加起動よりも優先順位が高い、他の追加供給力対策の効果量等を勘案した広域予備率で判定するため、必ずしも今年の実績で8%を下回っていた日時すべてにおいて追加起動が発生するわけではありません。
6	余力の運用規程（第3版）（案）	P.28 第32条	意見	第32条の緊急時の追加起動に関する規定について、以下の問題点があると考えます： (1)緊急時の追加起動指令の具体的な方法が明記されていません (2)簡易指令システムでの指令では、緊急時における重要な判断材料となる詳細情報の伝達が困難です (3)発電機の起動という重要な判断に際して、給電との確実な意思疎通が必要と考えています。	(改定案) 第32条 (現行1項は維持) 2. 前項の追加起動等の指令は、以下の2つの方法により行うものとする。 イ 電子メールによる指令内容の送信 ロ 電話による発受令および内容確認 3. 簡易指令システムは、緊急時の追加起動指令には使用しないものとする。	発電事業者としては、緊急時の一般送配電事業者からの起動指令は、需給調整指令を行う、簡易指令システムと分離して行うべきと考えていますので、指令方法の明記が必要と考えます。	各事業者のシステム構成(TSOとの接続方法含む)が異なり、それにより指令方法も異なることから、余力の運用規程では指令方法に関する詳細な条件を記載せず、運用申請書にて記載することとなっております(余力活用ガイド6スライド参照)。
7	余力の運用規程（第3版）（案）	P.36 第46条	意見	第46条第1項(3)および(4)について、以下の事由による損害を需給調整市場運営者の免責事項とすることは不適切と考えます： (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等による損害 (4) ユーザーアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等による損害	下記の通り変更を提案します。 (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた損害。ただし、需給調整市場運営者が合理的なセキュリティ対策を実施していたことを証明できない場合はこの限りでない。 (4) 需給調整市場システムにログインするためのユーザーアカウントまたはログインパスワードに関する損害。ただし、以下の場合はこの限りでない。 (イ) 需給調整市場運営者が適切な本人確認システムを実装していなかった場合 (ロ) 多要素認証等の追加的なセキュリティ対策を提供していなかった場合 (ハ) セキュリティ上の重大な脆弱性を認識しながら対策を怠っていた場合	需給調整市場運営者のセキュリティ対策が不十分な場合には、免責とすべきでないと思います。	ご提案いただいた内容は、需給調整市場運営者の責めに帰すべき事由に該当すると解釈できるため、改めての記載は不要という認識です。

8	余力の運用規程（第3版）（案）	P.37 第47条	意見	第47条の損害賠償責任の規定について、以下の問題点があると考えます： (1)直接損害と間接損害の定義が明確でなく、契約者のリスク評価を困難にしています (2)損害賠償の上限額（1億円）が固定額であり、発電設備の規模や事業リスクに応じた適切な保護となっていません (3)重過失の場合でも間接損害が一律免責となっており、不適切なリスク分担となっています	（改定案） 第47条 一般送配電事業者は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により、契約者に損害を与えた場合、次の各号に定める範囲で損害賠償責任を負うものとする。 1. 直接損害とは、一般送配電事業者の行為と直接的な因果関係を有する損害をいい、以下を含むものとする。 イ 設備の損傷・故障による修理費用 ロ 発電不能による機会損失 ハ 契約の履行のために追加的に要した費用 ニ その他、直接的な因果関係が明確な損害 2. 間接損害とは、一般送配電事業者の行為と間接的な因果関係を有する損害をいい、以下を含むものとする。 イ 信用失墜による損害 ロ 契約解除等による将来の逸失利益 ハ その他、間接的な因果関係を有する損害 3. 損害賠償の上限額は、以下のとおりとする。 イ 直接損害については、当該契約電源等の容量確保契約金額の18.3%に相当する金額を上限とする ロ 一般送配電事業者に重過失がある場合は、間接損害についても賠償責任を負うものとし、その上限額は直接損害の上限額と同じとする。 4. 前項にかかわらず、故意による場合は、損害賠償の上限を設けないものとする。	社会通念上、一般的な内容にするべきかと思います。	直接損害は、ご指摘のとおり、一般送配電事業者の行為と直接的な因果関係を有する損害をいうと考えておりますが、直接損害あるいは間接損害に該当するか否かは個別具体的な事実ごとに変わり得るため、各損害の例示を設けることは見送らせていただきます。 修正案としていただいた容量確保契約金額と発電者が被る損害との間に直接の関連性はないため、1億円の上限額を維持させていただきます。 一般送配電事業者の賠償費用は最終的には需要家に転嫁されることを踏まえ、間接損害の免責については維持させていただきます。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
9	余力の運用規程（第3版）（案）	P.38 第51条	意見	第51条の規程改定に関する規定について、以下の問題点があると考えます： (1)一般送配電事業者による一方的な改定が可能となっています。 (2)改定に対する契約者の意見表明機会が確保されていません。今回のような意見募集プロセスがあることが明記されていません。 (3)改定後の規程により既存の設備・運用が違反となるケースへの対応が不十分です (4)改定から実施までの期間が短く、契約者が適切な対応を行うための十分な準備期間が確保されていません	（改定案） 第51条 1. 法令の変更または関係規程類の変更等があった場合、もしくは一般送配電事業者が必要と認めた場合、契約者からの申し出があった場合、一般送配電事業者は、本規程の改定を発議することができる。 2. 前項の改定にあたっては、以下の手続きを経るものとする。 (1) 改定案の事前公表（実施予定日の6ヶ月前までに行うものとする） イ 改定案の内容 ロ 改定の理由 ハ 改定により影響を受ける契約者の範囲と影響内容の評価 ニ 実施時期 (2) 契約者への意見募集 イ 30日以上意見募集期間の設定 ロ 提出された意見への回答の公表（意見募集期間終了後30日以内） ハ 必要に応じた契約者との協議 (3) 最終改定案の公表（実施予定日の3ヶ月前までに行うものとする） 3. 改定により契約者が不利益を被る場合、契約者は容量確保契約を解除することができる。この場合、解除に伴う違約金等は発生しないものとする。 4. 前各項の規定にかかわらず、契約者の設備・運用に重大な影響を与える改定については、実施予定日の1年前までに改定案を公表するものとする。		改定にあたっては、意見募集前に監督官庁や弁護士の確認を実施しており、意見募集の結果を踏まえ改定案の再検討し、再度監督官庁や弁護士の内容確認を実施していることから、一般送配電事業者の一方的な改定ではないと認識しております。 また、改定から実施までの期間についてですが、実施まで6か月以内に国の審議会等で整理された内容を反映する必要がある場合や、上記の手続きを実施すること等から、改定までの公表スケジュールを明記することは困難でございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

10	余力の運用規程（第3版）（案）	P.39	確認	改訂履歴については、改定日のみならず、改定内容を記載するべきと考えます。		何が変更されたか記録するべきと考えます。	改定内容については、新旧比較表で変更前後の余力の運用規程を送配電網協議会HPにて公表しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
11	余力の活用ガイド（第3版）（案）	P.3	確認	質問となります。下記文言は「TSOの指令に基づく稼働ができるのであれば停止していてもよい」という意味でよろしいでしょうか。 ※4優先給電ルールにもとづき、調整力として予め確保した電源は、ΔkWを持ち替えた（維持した）上での停止も認められております。		「下げ調整力の活用」に対してアスタリスクを付けられている意図に理解が及ばず、記載文言の意図の確認のためとなります。	ご質問箇所の主体は一般送配電事業者となっております。 第32回需給調整市場検討委員会 資料2において、下げ代不足時（優先給電ルール適用時）に調整力の持ち替え停止が可能な旨が整理されていることから、余力活用ガイドへ補記しております。
12	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.63	確認	実需給断面で発電所トリップ等緊急対応のため、発電上下限を修正し、再登録することがございます。その場合、余力提供計画についても発電上下限を修正して再提出する必要がありますでしょうか。		実運用の詳細検討のためとなります。	発電リソースの場合は発電計画より余力を判断しており、余力提供計画では、発電上下限を提出することはできませんので、電力広域的運営推進機関へ提出する発電計画の発電上下限を修正ください。
13	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.64	確認	起動、並列タイミングの指令はGC以降にも行われるのでしょうか。		記載文言の意図の確認のためとなります。	GC後に起動・並列指令を行う場合がございます。 属地の一般送配電事業者は、GC前の契約者および発電契約者の計画策定に支障を与えないことを前提に、GC後の余力を活用します。
14	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.4,27	確認	契約電源等の設定単位について、P.27には「蓄電池（蓄電）を用いる場合、属地TSOとの協議により決定」と記載がありますが、蓄電池（蓄電）および蓄電池（放電）の両方を用いる場合も同様という理解でよいでしょうか。また、基本的にはネガボジリスト・パターンに分類されるものと理解しておりますが、上記属地TSOとの協議において、どのような場合に単独発電機に分類されるのでしょうか。		P.4を参照する限りはネガボジリスト・パターンに分類されると読み取れますが、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」のP.6、P.13においては単独発電機として分類することも可能と読み取れるため。	蓄電池（蓄電）および蓄電池（放電）の両方を用いる場合も属地の一般送配電事業者との協議となる点、ご認識のとおりです。 供出可能量が1,000kW以上のリソースで、リソース単独で入札いただくことで「揚水・蓄電池」を選択することが可能です。詳細については、「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」20スライド「参入要件（電源等種別毎の参入ケースについて）（1／4）」をご参照ください。
15	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.92	確認	「揚水動力、蓄電池（蓄電）を用いる場合は、需要調達計画を実需給の開始時刻の1時間前までに広域機関システムに提出していただきます。」と記載がありますが、蓄電池（放電）のみを用いて単独発電機として設定し、蓄電池（蓄電）による調整力の供出はしていないリソースにおいても、需要調達計画の提出は必要という理解でよいでしょうか。		記載文言の意図の確認のためとなります。	蓄電池（放電）のみを供出される場合、余力活用に關する契約において、個別の需要調達計画の提出は不要となります。
16	余力の活用ガイド（第3版）（案）	P.98,106	確認	上げ余力量・下げ余力量について、発電販売計画を提出する発電リソースの場合は入力は不要と記載がありますが、発電販売計画および需要調達計画を提出する蓄電池も同様に余力量の入力は不要という理解でよいでしょうか。また上記理解が正しい場合、属地TSOはどのようにして上げ余力量・下げ余力量を把握されるでしょうか。専用線にて連携されるSOCを参照されるのでしょうか。		記載文言の意図の確認のためとなります。 下げ余力量の提出が不要な場合、属地TSOは充電側の下げ余力量をどのように把握するのか明らかにしたいと考えております。	蓄電池の場合、放電側については、電力広域的運営推進機関へ提出される発電販売計画における発電計画、発電上限、発電下限にて余力量を把握するため、余力提供計画における上げ余力量および下げ余力量の登録は不要です。 一方で、充電側についてはSoC等による制約等を需要計画から把握できないことから、余力提供計画における上げ余力量および下げ余力量の登録が必要です。 2025年2月時点において、蓄電池における発電販売計画・余力提供計画は、kWh制約を反映したものとしていただく認識ですので、SoC不足とならないよう、計画策定をお願いいたします。
17	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.114	確認	蓄電設備における下げ調整力不足時の措置について、充電指令は下げ余力量の範囲で実施されるという理解でよいでしょうか。下げ余力量の範囲を超えて充電指令が送られる場合、蓄電設備の故障に繋がることを危惧しております。		記載文言の意図の確認のためとなります。SOCを参照していただけるのであれば、それを明らかにしたいと考えております。	ご認識のとおり、充電指令は下げ余力量の範囲で実施されます。
18	余力活用ガイド（第3版）（案）	p4	確認	1,000kWを超える系統用蓄電池を発電リソースとし、なおかつ需給調整市場に対してリソース単独で入札する場合、電源種別が「揚水・蓄電池」となる想定です。 この場合、ボジワット応れのみをする場合「単独発電機」リスト・パターンとなる認識ですが、ボジワット応れ、ネガワット応れ双方をする場合でも、リスト・パターンは同じく「単独発電機」となりますでしょうか。あるいは「ネガボジリスト・パターン」となりますでしょうか。 当情報が属地TSOによって異なる場合、当情報を属地TSO一覧の形で掲載いただけませんか。		基準値計画を提出要否判断対象となるため	「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」の20ページのとおりとなりますが、各一般送配電事業者の託送供給等約款における附則に定められた「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置（以下、「揚水等特措」）」を適用する場合は「揚水・蓄電池」のみ、揚水等特措を適用しない場合はボジワットおよびネガワットを供出する系統用蓄電池は、「揚水・蓄電池」または「VPP（発電＋需要）」を選択いただけます。
19	余力活用ガイド（第3版）（案）	p93	確認	余力活用契約に伴い、発電販売計画提出において(発電上限、発電下限)を登録する必要がある認識です。 一方で、系統用蓄電池のような充電を行うリソースの場合、充電上限(下げ方向の上限値)・充電下限(下げ方向の下限値)に該当する項目の提出は求められていない認識ですが、ボジワット・ネガワット双方の運用が可能な発電リソースにおいて、該当の項目の提出が必要となることはありますでしょうか。 また、必要な場合、発電上限・発電下限・充電下限・充電上限はすべて登録する必要がありますでしょうか。		システムの管理項目に影響するため	充電側については上下限ではなく余力提供計画における上げ余力量、下げ余力量を提出いただく必要がございます。
20	余力活用ガイド（第3版）（案）	なし	意見	意見提出にあたって1回あたりの上限5件を撤廃していただきたい。	意見をまとめてエクセルファイルで提出するなど、1度に意見をまとめて提出できるようにしていただきたい。	1回あたり5件が上限の場合、意見数が多い際に煩雑になるため。	集計作業の都合上、フォーマットから意見提出いただく運用を継続させていただきますが、次回以降は1回あたりの件数を10件まで増加いたします。
21	余力の活用ガイド（第3版）（案）	P.49	意見	簡易指令システムにおいて、やりとりする信号のプロトコル仕様の公開	余力活用契約では、EPRXの商品区分が明確になつておらず、不明点が多い。 また、EPRXの指令信号と何が異なるか等、各業務面で必要な情報、特にシステム構築の際に必要な情報・仕様の資料を全て公開いただきたい。	システム構築の場面において、システムベンダーより「余力活用契約はEPRXのようにmenu02でMarketContextがくのか」「下げ指令の場合にはどのような内容のMarketContextとなるのか」等の疑問が多数発生しており、システム開発のストック要素となっている。 これはシステム開発に必要な情報であるため、広く公表すべき内容だと考えます。	電力広域的運営推進機関のHPよりご確認ください。 https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2019/200205_jyukyuBP.html
22	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.100	確認	蓄電池において、電池残量SoCや1日のサイクル数制約を理由とする提供不可理由は「その他」で良いのか、確認したい。			ご認識のとおり、提供不可理由「その他」でご提出ください。

23	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.3,5	意見	余力活用において、経済差替（起動・停止のタイミング調整）や下げ調整力の活用（優先給電ルールに停止）等の起動・停止の変更も認められているのであれば、その費用精算のために用いられるV3単価は登録が必須ではないのか。 必要であれば価格規律において定めるか算定の考え方を明示するようにしていただきたい。		各事業者で考え方が異なった結果、事後的に算定費用が誤っている等指摘を受けるリスクがあるため。	余力の運用規程第14条のとおり、単独発電機の場合、起動費算定に適用する単価（V3単価）の登録が必要となります。 V3単価の価格規律については、定められておりません。
24	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.100	意見	余力の提供を断る場合において、属地TSOからやむを得ない理由が確認できる資料等の提出を求める場合があると記載があるが、具体例を示していただきたい。			余力の提供を断る場合の理由について、提供不可理由一覧に想定していない不測の事態がある可能性を鑑み注釈を付しておりますが、現時点で具体例はございません。
25	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.106	確認	大型火力の場合、あるコマにおける余力量は発電販売計画の発電上限と発電計画の差分で認識される。余力量の設定に変化レートを加味した場合、発電上限を下げることになるため、容量市場の観点ではアセスメント対象容量を下回る可能性がある。 余力活用におけるインバランスを低減するために発電上限を下げた場合は、容量市場のアセスメント諸元登録時に、余力量の設定に変化レートを加味しない場合の発電上限に書き換えても問題ないか。			容量市場のアセスメントに関する内容のため、いただいたご意見につきまして、電力広域的運営推進機関へ連携させていただきます。
26	余力の活用ガイド（第3版）（案）	P.118	意見	余力活用契約の精算が開始し、コマに応じて調整または非調整の判定を読み合わせる実務が発生していると認識している。 これも精算時期のスケジュールを明確に定められないか。		参入後、想定外の実務が発生することになるため、事前に明確化したい。	コマに応じて調整または非調整の判定を読み合わせる実務については、調整電力量料金を精算にあたっての前工程となり、余力活用ガイド119スライド「料金計算・通知」に含まれます。
27	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.133	確認	起動費の精算において、起動費は同じV3単価を支払うことも受領することもあり得る認識である。 その場合、事業税相当額に収入割を含む契約者の場合、V3単価には精算時に加算される収入割相当額を控除する必要があると思われるが、起動停止回数が減る方向で解列指示または追加起動指示が来た場合は起動費を属地TSOへ支払うことになる。 この場合、属地TSOからの精算通知書は登録したV3単価から収入割を割り戻し、一般送配電事業者の事業税率となるように再計算したものが通知される認識で良いか。		V3単価は料金を受け取ることも支払うこともあり得るため。	事業税相当額に収入割相当額を含む契約者において、V3単価は、あらかじめMMSに登録した収入割に相当する率から算出される、収入割相当額分を控除したものを登録いただきます。そのため、属地の一般送配電事業者への支払いのケースにおいてあらためて収入割に相当する率を割り戻していただく必要はなく、一般送配電事業者の事業税率を適用して計算します。
28	余力活用ガイド（第3版）（案）	P.121,135	意見	V1,V3,V4のみ収入割相当額を控除するが、V2も送配電事業者の事業税率分加算し請求されるのはなぜか。 であるならばV2も控除可能とすべきではないか。		控除可能でなければ、需給調整市場ガイドラインに定められた価格規律を遵守するとインセンティブ10%を得られないことになるため。	V2単価（下げ調整電力量料金を適用する単価）は、契約者から属地の一般送配電事業者へ支払いとなる料金に適用される単価のため、契約者の収入とならないことから、収入割相当額が生じない認識です。詳細については、取引ガイド133スライドをご参照ください。
29	余力の運用規程（第3版）（案）	第26条8項	確認	追記理由は"長周期の受電エリアの調整電源停止を明記"とされていますが、受電エリアにおいて起動回数制限の制約があるリソースに対しても停止を指令されるのでしょうか。 また、石炭火力等、起動時間を要するリソースに対しては自エリアの供給力を考慮し停止を判断されるのでしょうか。 受電エリアの停止指令の考え方が各エリアの一般送配電事業者で異なる場合、不公平に負担を強いられるエリアが発生する懸念があるため、各エリアで基準を統一した上で、事前に余力の提供事業者に公表いただきたい。 他エリアからの長周期受電の影響により、事業者の想定以上に起動停止回数が大幅に増加する場合、現状は補修インターバル間で起動回数制約を設定していないリソースにおいても、設備保護の観点から今後制約を追加する可能性がある点、ご留意下さい。	受電エリアの停止指令の考え方について、各エリアで基準を統一した上で、事前に余力の提供事業者に公表いただきたい。	停止指令の考え方が各エリアの一般送配電事業者で異なる場合、不公平に負担を強いられるエリアが発生する懸念があるため。	起動回数制限があるリソースについても停止指令を行う場合がありますが、回数制限を考慮して停止を判断します。また、起動時間を要するリソースについては、停止した場合の自エリアの供給力や調整力を考慮の上で停止を判断します。これら基本的な考え方は一般送配電事業者で統一しています。ただし、ユニット毎に起動停止に係る制約は異なるため、必要により事業者とも協議のうえ、停止判断を行って参ります。
30	余力の運用規程（第3版）（案）	第8条	確認	契約電源等を、調整電源または調整負荷として扱う際の例外として、「(6)属地エリアの一般送配電事業者から指令がない場合（計画値どりの運転を指令していた場合も含む）」としたうえで、今回"ただし、第4条第1項にもとづき、同条第3項(4)に定める機能を有する契約電源等において、当該機能を提供している場合は除く。"と追加されているが、 Ⅰ．「当該機能を提供している場合」というのは、具体的にはどのような状態を指すのか Ⅱ．二次調整力①・②・三次調整力①の全ての機能を提供可能な系統用蓄電池において、余力活用契約を締結し、一般送配電事業者からの指令が無い場合、どのように取り扱われるか。 （事業性評価や、運用/精算システム構築にあたり、様々なケースを想定して条件設定する必要があることから、基本的な考え方を理解しておきたい）			Ⅰ．については、需給調整市場における商品区分「二次調整力①」に相当する機能を提供している場合（LFC使用時）において、「調整」扱いとなることを指しております。 したがって、Ⅱ．については、LFC使用時は、一般送配電事業者から指令が無い（＝発電計画どりに発電をしている）場合も「調整」扱いとなります。